

「注目集まる富裕層の海外移住の注意点とは？ 後編」

前回に引き続き、近年急増している富裕層の海外移住の話題として、シンガポールへの移住について触れたいと思います。



1. 富裕層に人気のシンガポール移住

まず、シンガポールには3万人弱の日本人が在住しています。しかし、このほとんどは企業駐在員で、シンガポールに永住する人はごく一部です。ですが、諸外国の富裕層と同じく、日本の富裕層の間でもシンガポールへの移住熱は高まっているといわれています。

数年前までは、富裕層が引退後に快適な生活環境と低い税制を求めて移住するパターンが一般的でしたが、近年ではまだ仕事をしている現役世代の富裕層・起業家の移住が急増しています。

実際に、私が過去にご縁があった方でシンガポールへの移住に関心を示される方は、ほとんどが30代・40代の最前線で活躍される起業家の方々でした。

法人税率は17%であり、所得税の最高税率も20%、譲渡益税・配当税なども発生しないなど現役世代の起業家にとってその税制は魅力的です。また、相続税・贈与税も発生しません。優れた住環境も魅力的です。

2. どのように永住権を取得するか？～シンガポールの例～

以前は、シンガポール政府公認の金融投資スキーム(FIS)を使うことが一般的でした。しかし、このスキームは2012年4月に廃止されたため、今ではグローバル投資プログラム(GIP)というスキームを使う事が一般的となっています。

なお、重要視される審査基準は以下となります。

- ・過去の顕著なビジネス実績
- ・事業家としての経歴
- ・ビジネスプランまたは投資計画を提供
- ・以下のオプションのいずれかに該当

○オプションA: 250万ドル(SGD)をニュービジネス、もしくは既存事業の拡張へ投資

○オプションB: 250万ドル(SGD)をGIPが承認するベンチャーキャピタルファンドへ出資

※250万ドル(SGD)は日本円で約2億円(2013年7月5日の為替水準 1シンガポールドル=約79円を適用)

明確に、シンガポールにおいて活発なビジネスか投資をする人材を求めていることが見て取れますね。

3. シンガポール移住に落とし穴はあるのか？注意点は何か？

①審査の厳格化

近年は上記のスキームに関しても審査が厳しくなっていますし、また取得までの期間も長くなってきております。背景は中国人の申請数がこの数年で倍増しており、シンガポールとしても警戒をしていることなどがあるそうです。

※余談ですが、以前にシンガポール政府系機関の友人が来日した際に、もっと基準を高くする(例えば最低条件を 3000 万 SGD にするなど)ことで、真の富裕層や大物がもっと容易に永住権を取得でき、さらに言えば国籍を取得できるようなスキームを現在検討中らしいとのことでした。

②子息への軍役義務

シンガポールの永住権を取得する時の一番の関心事になるのは永住権取得後、ご子息が軍役義務を生じることでしょう。兵役が義務化されていない日本人にとって、子息にその義務が課される事にはかなり抵抗があるのは当然ではないでしょうか。

③税制に関する理解不足

これは前回もお伝えしました。完全な移住でない限りは、日本の税制が適用されますので注意が必要です。

簡単におさらいをしますと、まず所得税や相続・贈与税等は、税法上の「居住者」か「非居住者」かで、税を納めるべき国と対象となる制度・税率が変わります。もちろん日本の“非居住者”とならなければ、日本での課税対象のままとなります。

そして、その「居住者」と「非居住者」の区分けなのですが、実は明確な基準は存在しません。海外の場合は（イギリスやフランス、マレーシアなど）、1 年間の半分以上(=183 日以上)の滞在日数が有るか無いかで居住者か否かが変わる「183 日ルール」がある場合も多くあります。

しかし、日本では滞在日数以外に家族の状況や勤務先等も併せて判定されるため複雑化しています。

以上、簡単にまとめさせて頂きました。

海外移住はやはり大きな決断です。上記のこのような真実やリスクを知った上で行動する必要があると思います。

しかし最近では、しっかりと調べないままにこのような動きを煽る傾向も出てきており、そこには不安を感じています。この様な話をする上で、金融担当者にはしっかりと勉強をして欲しいですし、また真実を伝えて欲しいとおもいます。

そして富裕層の方は、移住をするならハッピーな形で行って欲しいと思います。

やや、海外移住や資産移転に対してネガティブな印象を抱かせてしまう内容となりましたが、個人的な本音は日本のグローバル化・日本企業の海外進出・日本人による海外移住には賛成です。

ただ、真のグローバル化が始まろうとしている現在、金融機関側の誤認説明や顧客の不注意によりトラブルが起きる事で、この流れにマイナスのイメージが着くことを恐れています。だからこそ、進出や移転を検討されている方はよく調べきちんと準備をされて欲しいと思います。

<著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村證券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村證券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488